公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

次のように告示する。

平成二十六年十一月二十五日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　東上ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十七年一月七日　午後二時から

三　場所　座間市相武台コミュニティーセンター（神奈川県座間市相武台三―二十―十八）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（一般ガス事業の譲渡譲受に伴う変更）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び東上ガス株式会社（埼玉県志木市本町三丁目一番六十一号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「東上ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年十二月二十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一―五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「東上ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年十二月二十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一―五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

東上ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 11 月 25 日

北陸地方整備局長　野田　　徹

1　処分をした年月日　平成26年10月30日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日栄商事株式会社　中村　哲郎　石川県金沢市南新保町ロ35番地　国土交通大臣許可（般特―23）第9630号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人米塚甲が平成26年10月16日死亡したので、新たに相続財産管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第４２３号

申立人　職権

本籍青森市大字油川字大浜169番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所青森市、死亡年月日平成26年２月26日、出生の場所青森市、出生年月日昭和27年４月２日、職業不明

被相続人　亡　梅原　秀美

事務所青森市本町１丁目２番20号　青森柳町ビル９階　田村良法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田村　　良

青森家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２６年（家）第６９４号

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野５丁目６番地６

申立人　齋藤　博厚

本籍埼玉県越谷市越ヶ谷３丁目4659番地、最後の住所埼玉県春日部市不動院野643番地　特別養護老人ホームひかり、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日平成26年４月15日、出生の場所埼玉県南埼玉郡越ヶ谷町、出生年月日昭和５年２月５日、職業不詳

被相続人　亡　細沼　利和

催告期間満了日　平成27年６月５日

さいたま家庭裁判所越谷支部

平成２６年（家）第５０３４号

長野県上田市天神２―１―22　ＯＡＵ千曲社ビル２Ｆ―Ａ大野法律事務所

申立人　大野　　薫

本籍大阪府大阪市旭区大宮３丁目112番地、最後の住所長野県小県郡長和町大門2671番地１、死亡の場所長野県小県郡長和町、死亡年月日平成25年８月５日、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和10年11月11日、職業無職

被相続人　亡　上村　純二

催告期間満了日　平成27年６月10日

長野家庭裁判所上田支部

平成２６年（家）第２９３３号

名古屋市千種区今池１―５―３　ＦＵＴＡＢＡビル３階　今池法律事務所

申立人　宮崎　　亮

本籍名古屋市北区名城３丁目４番、最後の住所名古屋市北区鳩岡２丁目11番13号　Ｃアミーユ城北306号、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日平成25年９月４日、出生の場所愛知県一宮市、出生年月日昭和６年３月１日、職業無職

被相続人　亡　伊藤　修治

催告期間満了日　平成27年６月１日

名古屋家庭裁判所

平成２６年（家）第７１０８２号

大阪市中央区道修町２―１―10　Ｔ・Ｍ・Ｂ道修町ビル７階

申立人　橋森　正樹

本籍大阪府大阪市城東区関目２丁目23番地、最後の住所大阪府大阪市城東区関目２丁目２番16号、死亡の場所大阪府大阪市城東区、死亡年月日平成26年１月10日、出生の場所大阪府大阪市城東区、出生年月日昭和30年１月29日、職業不詳

被相続人　亡　安達扶佐子

催告期間満了日　平成27年６月２日

大阪家庭裁判所